

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正による法定刑の引上げ等に鑑み、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 保有個人情報の不正提供等に係る罰則（第54条関係）

ア 罰則の対象行為の追加

「損害を加える目的」に基づく提供行為を追加します。

イ 罰則の引上げ

「1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金」を「2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」とします。

(2) その他（第57条関係）

所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

令和9（2027）年1月17日（予定）